

資金運用規程

平成 28 年 10 月 1 日

規 程 第 7 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人草の根事業育成財団（以下本財団という。）の定款第 6 条及び第 7 条と公益法人会計基準に基づき、資金の運用方法を定め、もって厳正な財産の保全及び財団運営の安定と発展に資する運用を行うことを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 基本財産とは、定款第 6 条第 3 項に定める財産をいう。
- (2) その他の財産とは、定款第 6 条第 4 項に定める財産をいう。
- (3) 特定資産とは、前項に定めるその他の財産のうち理事会で承認を得て、公益目的事業に供するものとして定めた資産であって、かつ、他の資産又は資金と明確に区分管理され、貸借対照表に特定資産として計上されたものをいう。

(対象資産)

第 3 条 運用の対象とする資金は、次のとおりとする。

- (1) 基本財産のうち現預金及び金融資産（但し、金融資産については代表理事が特に認めたものに限る）。
- (2) その他の財産(特定資産を含む)のうち現預金及び金融資産。

(運用の基本方針)

第 4 条 この法人の資金運用にあたって、基本財産は元本回収が確実な方法で運用を行う。

2. その他の財産(特定資産を含む)は、元本回収の確実性が高く、かつ、可能な限り高い運用益が得られる方法で運用を行う。
3. 特定資産は、各寄付者から受けた寄付申込書に指定された寄付者の意志に基づき運用されなければならない。

(財産の運用方法)

第 5 条 金融商品による運用方法については、資産の区分に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 基本財産

- ア 金融機関等への円建て預貯金（信用金庫への出資金を含む。）
- イ 元本保証の金銭信託
- ウ 日本国債、政府保証債、次の信用格付け会社がダブル A 以上の格付けを付与した地方債
主要な信用格付け会社
 - ① 格付投資情報センター(R&I)
 - ② 日本格付研究所(JCR)
 - ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)
 - ④ スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)
 - ⑤ フィッチ(FITCH)

(2) その他の財産(特定資産を含む)

- ア 前号に掲げる金融商品
- イ 主要な格付機関がシングル A 以上の信用格付けを付与した特定社債(資産担保証券)もしくは円建て投資信託及び金銭信託
- ウ 有価証券として寄付された当該有価証券

(安全の確保)

第 6 条 債券での運用においては、信用リスク、価格変動リスク、流動リスク等の各種リスクに十分配慮し、運用委託先から定期的な報告を受け、資産を保全しなければならない。

(財産の管理等)

第 7 条 財産の管理及び運用責任者である代表理事は、本財団の事業の適正な運営を確保するため、基本財産およびその他の財産(特定資産を含む)について善良なる管理者の注意をもって本条第 2 項に定める寄附金等管理区分に従い維持・管理及び運用に努めなければならない。

2. 本財団が受け取る寄附金は、寄付者から交付された別寄附金等申込書に従い、別表として定める区分に分別して管理する。

別表

3. 債券及び有価証券の管理にあつては、公益法人会計基準の保有目的による分類①満期保有目的の債券②子会社株式及び関連会社株式③その他有価証券(①及び②以外の有価証券であり、金融商品会計基準にいう売却目的有価証券を含む)に区分して管理しなければならない。

(運用益の取扱い)

第 8 条 財産の運用による収益(受取配当金を含む。)は、次のように取り扱わなければならない。

(1) 基本財産から生じた収益は、少なくとも 2 分の 1 以上は公益目的事業に用いなければならない。

(2) 特定資産から生じた収益は、そのすべてを公益目的事業(寄付申込書において、寄付者が公益目的事業者を指定する場合には、指定された公益目的事業者)に用いなければならない。

(3) 特定資産を除くその他の資産は、特に制限を設けないものとする。

(財産の取崩し)

第 9 条 基本財産の全部または一部を取り崩すときは、定款に定めるところによる。

2. 特定資産の全部または一部の取り崩しは、当該資金の目的である支出及び寄付者の意志による支出に充てる場合を除き出来ないものとする。

3. 第 2 項にかかわらず、特定資産の目的である支出以外の支出に充てる場合は、あらかじめ理事会および評議員会の承認を得なければならない。

(規定の改廃)

第 10 条 この規則の改廃は、理事会および評議員会の議決により行うものとする。

(その他)

第 11 条 この規定の定めるもののほか、資産運用に関し必要な事項は、理事会および評議員会の議決を経て代表理事が定める。

附 則 (平成 23 年 4 月 1 日 規程 第 2 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 11 月 11 日 規程 第 3 号)

この規程は、平成 24 年 11 月 11 日から施行し、平成 24 年 11 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 25 年 11 月 24 日 規程 第 5 号)

この規程は、平成 25 年 11 月 24 日から施行し、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 28 年 10 月 1 日 規程 第 7 号)

この規定は、平成 28 年 10 月 1 日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

(平成 28 年 9 月 15 日 理事会承認)

(平成 28 年 11 月 23 日 評議員会承認)